

10 消防学校教育訓練実施状況

(1) 教育訓練方針

平成23年3月の東日本大震災の発生から3年が経過し、行政も住民も防災の重要性を深く認識し、消防防災体制、減災、命を守る行動、避難誘導などに関心が高まっている。また、全国各地では依然として集中豪雨等による災害をはじめ、昨年は、福知山市花火大会火災、福岡市博多区整形外科火災のほか爆発事故や台風、突風、大雨などによる災害により多くの死傷者が発生しており、消防の責務は益々重くなっている。

平成26年度は、100名を超える初任教育学生に消防業務全般に関する知識技術を習得させるとともに、消防職員として必要な礼節及び体力、精神力を身に付けさせ、即戦力として使える人材の養成に努めた。

専科教育、幹部教育等については、現任者の更なるレベルアップを目標に、各種のネットワークを活用し、先進的事例や最新情報の提供を行うとともに、より現場に即した実戦的な訓練の実施に努めた。また、救急業務の高度化に対応するため、救急科の内容の充実や現任の救急救命士の質を向上させる教育訓練を実施した。

また、消防団教育については、団の指導者等に対して必要な知識、技術の付与のほか行政の動きや消防団運営に関する各種の課題に対する情報提供に努めた。

(2) 消防職員に対する教育訓練

ア 初任教育（規則第5条）

新たに採用された者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成を図るため、約6か月間（866時間）の教育訓練を実施した。

イ 専科教育（規則第6条）

（ア）危険物科

危険物業務を担当している者又はそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、危険物業務に必要な専門的知識・技術を修得させるため、5日間（35時間）の教育訓練を実施した。

（イ）火災調査科

火災調査業務を担当している者又はそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、火災調査業務に必要な専門的知識・技術を修得させるため、14日間（70時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）救急科

新たに採用された者及び救急隊員の資格のない者に対して、救急隊員として必要な基礎的知識から専門的知識・技術までを修得させ、新たに認められた応急処置を行える救急隊員の資格を取得させるため、約2か月間（278時間）の教育訓練を実施した。

（エ）救助科

救助業務を担当している者又はそれと同程度の知識及び技能を有する者に対して、救助業務に必要な専門的知識・技能を修得させるため、29日間（140時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第7条）

（ア）初級幹部科

消防士長又は消防司令補に対して、人事管理、指揮能力等の初級幹部として必要な知識・技能を修得させるため、15日間（70時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第8条）

（ア）らっば科

らっばを担当する者又は担当予定者に対して、楽理、指揮法等らっば吹奏に必要な知識・技術を修得させるため2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

（イ）消防操法指導科

消防操法の指導担当者又は担当予定者に対して、操法指導に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）救急救命士集合研修

全運用救命士に対して、「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、1

日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(3) 消防団員に対する教育訓練

ア 基礎教育（規則第9条）

消防団員に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を、消防本部で7時間、学校で1日間（7時間）実施した。

イ 専科教育（規則第10条）

（ア）機関科

主にポンプ機関を担当する者又は担当予定者に対して、操作等に必要な知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第11条）

（ア）初級幹部科

消防団員としての基礎的知識・技術を有する班長、部長相当の者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を地区ごとに開催し年6回実施した。

（イ）中級幹部科

分団長又は昇任予定者に対し、中級幹部として必要な組織の管理運営、指導能力等の知識・技術を修得させるため、2日間（13時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第12条）

（ア）らっば科

らっばを担当する者又は担当予定者に対して、楽理、指揮法等らっば吹奏に必要な知識・技術を修得させるため2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

（イ）指導員科

指導員若しくは平成26年度に指導員に任命される予定の班長以上の者でかつ消防操法の知識を有する者に対して、団員の教育訓練指導に必要な知識・技術を修得させるため、4日間（26時間）の教育訓練を実施した。

（ウ）震災対策講習会

大規模な震災発災時に、消防団が中核となり地域ぐるみの救助活動が行えるよう、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

オ 短期入校

規則第4条に定めのない教育訓練で、各種学科、訓練及び消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、短期間の教育訓練を実施した。

(4) 消防関係職員に対する教育訓練

ア 自衛消防隊員教育

各事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

イ その他

（ア）新たに採用された岐阜県職員に対し、災害時や緊急時における実践的な対応能力を養成するため、非常事態に備えた公務員としての心構えや行動のあり方を身につけさせることを目的に、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

（イ）巻き上げ機の運転業務に従事している者又は従事する予定の者に対し、労働安全衛生規則第36条に規定される特別教育として、2日間（10時間）の教育訓練を実施した。